

平成30年1月31日

古賀市長 中村 隆象 様

古賀市国民健康保険運営協議会

会長 渡 信



古賀市国民健康保険税率に関することについて（答申）

平成29年6月28日付け、古市国第628号で貴職から諮問を受けた古賀市国民健康保険税率に関することについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 平成30年度の国民健康保険税率について

平成30年度の国民健康保険制度改革により、現行の税率より減額が可能になる試算を勘案すると、全ての被保険者が負担減となるように、平成30年度の国民健康保険税率については下記のとおりとすることが適当である。

(1) 医療分（基礎課税分）

所得割	8.4%
均等割	23,400円
平等割	23,500円

(2) 後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等課税分）

所得割	2.9%
均等割	8,400円
平等割	8,500円

(3) 介護納付金分（介護納付金課税分）

所得割	2.4%
均等割	13,200円

2. 今後の国民健康保険税率のあり方について

平成30年度の国民健康保険制度改革により、国民健康保険税率設定の考え方が大きく変化するため、今後の国民健康保険税率のあり方については、被保険者への影響等を考慮し、下記のとおりとすることが適当である。

(1) 平成30年度以降の国民健康保険税率改定について

福岡県から示される国民健康保険事業費納付金は毎年度変動する見込みであるが、被保険者への影響等を考慮し、国民健康保険税率改定は特段の事情がない限り、原則3年ごとに検討する。

(2) 賦課割合（応能割と応益割の比率）について

応能割と応益割の比率については、中長期的な保険料の県内均一化の動向を見ながら、一部の被保険者が急激に負担増とならないように、今後国民健康保険税率の改定を行う場合は、国が示す係数による比率へ徐々に近づけていくものとする。

(3) 介護納付金分の2方式・3方式について

介護納付金分を2方式（所得割と均等割）から福岡県の標準保険料率である3方式（所得割と均等割と平等割）へ変更すると、世帯内の介護納付金対象者数により負担増となる世帯と負担減となる世帯があるため、介護納付金分については、平成30年度は2方式のままとし、今後の国、県、他自治体の動向を見て検討する。

3. 付帯意見

なお、付帯意見として下記の2点を申し添える。

(1) 中長期的な保険料の県内均一化を踏まえ、賦課割合等の国民健康保険税のあり方について、十分な周知を求める。

(2) 高齢化や医療の高度化に伴い、今後も一人当たり医療費は増嵩するため、被保険者の健康づくり及び医療費適正化について、一層の努力を求める。

7月中旬 国保税納税通知書を送付します

【問い合わせ】

市民国保課 ☎942-1193

国民健康保険運営の県単位化などにもない保険税率が改定となりました。平成30年度分の国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に各世帯へ郵送します。

【平成30年度の国民健康保険税率】（ ）は平成29年度

医療分 (0~74歳)	所得割	8.4%(8.5%)
	均等割	23,400円(24,000円)
	平等割	23,500円(24,000円)
	課税限度額	580,000円(540,000円)
後期高齢者支援分 (0~74歳)	所得割	2.9%(3.1%)
	均等割	8,400円(8,000円)
	平等割	8,500円(8,000円)
	課税限度額	190,000円(変更なし)
介護分 (40~64歳)	所得割	2.4%(2.9%)
	均等割	13,200円(13,800円)
	課税限度額	160,000円(変更なし)

※普通徴収の世帯は、7月～2月の8回の納期で納付をお願いします。
 ※特別徴収(年金からの天引き)の世帯は年金支給月(偶数月)の納期で納付をお願いします。

●納税義務者は世帯主です

国民健康保険のお知らせは世帯主に送ります。世帯主自身が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に加入している人がいれば、世帯主が納税義務者となります。

●口座振替を利用しましょう

市内各金融機関で申し込むことで、便利な口座振替が利用できます。

●国民健康保険税率のこれから

保険税率は、県が示す国民健康保険事業費納付金などにに基づき、必要に応じて改定していくこととなります。医療費は増加傾向にあるため、保険税も高くなっていくことが予想されます。市では、特定健診などの健康づくりやジェネリック医薬品利用促進などの医療費適正化を行っていますので、被保険者の皆様のご協力をお願いします。また、将来的な保険税率の県内均一化の動向を見ながら、今後は徐々に均等割や平等割の保険税全体に占める比率を所得割よりも上げる方向にあります。